

議決事項第1号

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則	副校长の職が設置されることに伴い、所要の改正をしようとするものである。	<p>1 職制上の段階 副校长の職制上の段階に応じた標準的な職について整備を行う。 (第1条関係)</p> <p>2 施行期日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校等職員及び奈良県費負担教職員の標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県教育委員会規則十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表一の項第一欄第二号及び同表一の項第二欄第二号中「教頭」を「副校長及び教頭」に改める。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則

則案(新旧对照表)

奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規

改正案

現行	務	二 县費負 担教職員	立学校職員 二 市町村	一 略	略	二 县費負 担教職員 員給与負 三八略	立学校職員 二 市町村	一 略	務	改正案

職務
を除く。
する職員
に規定

が行う。

が行う。

職務
を除く。
する職員
に規定

が行う。

規則名	理由	要旨
奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	<p>副校長を人事評価の対象にする等のため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>1 人事評価対象者の追加 (1) 自己申告評価の被評価者に副校長を加える。 (2) 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員の第一次評価者を「所属する学校の副校長又は教頭」とする。</p> <p>2 施行期日 令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(改正附則関係)</p>	

奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会）
規則第十八号）の一項を次のように改正する。
第五条第五項の表中「教頭、事務長」を「副校長、教頭、事務長」に、「教頭」を
「副校長又は教頭」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

第五条 略

(曲體詩中四面)

改正案

（舊譯告申曰）

254

評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第二次評価者にあつては下欄に掲げる者と、第一次評価者にあつては下欄に掲げる者とする。

に掲げる者とする。

第一 次 試 驗	—— 次 試 驗	若 被 誣 稱 者
第二 次 試 驗	—— 次 試 驗	被 誣 稱 者

に掲げる者と、第一次評価者にあつては下欄の区分に応じ、第一次評価者にあつては中欄に掲げる者と、第一次評価者にあつては下欄

評価者は、次の表の上欄に掲げる被評価者

四、題解

(書體註重山凹)(白山井昨讀譜會)

(四) 第四回 (四二)

改正案現行

良原立高等学校等職員の人事請恤に関する規則の一
部を訂正する規則(第2回) 著明文

				被評価者
第一次評価	第二次評価	者	第一次評価	者
略	略	略	略	略
所屬する学 校の教頭	主幹教諭、 教諭、養護 教諭、講師	長及び副主 任教頭事務	幹 長及び副主 任教頭事務	指導員
略	略	略	略	略

略	者 第一次評価 者 第二次評価	被評価者 第一次評価 者 第二次評価	略	副校長、教頭、事務長 及び副主幹 所屬する学 校の副校長 又は教頭	主幹教諭、養護 教諭、榮養 教諭、講師 及び宿舍 、実習助手 指導員	略
---	--------------------------	-----------------------------	---	---	---	---

規則名	理由	要旨
奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則	<p>副校長を人事評価の対象にする等のため、所要の改正をしようとするものである。</p> <p>（第5条関係） (改正附則関係)</p>	<p>1 人事評価対象者の追加 (1) 自己申告評価の被評価者に副校長を加える。 (2) 主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、事務職員及び学校栄養職員の第一次評価者を「所属する学校の副校長又は教頭」とする。</p> <p>2 施行期日 令和4年4月1日から施行する。</p>

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則（平成十八年三月奈良県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項の表教頭の項中「教頭」を「副校長及び教頭」に改め、同表主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師及び事務職員の項及び学校栄養職員の項中「教頭」を「副校長又は教頭」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

奈良県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表

改 正 案 行	現	(村教育長の 指定する者 は、市町 合併である場 合は、市町 合併の 村教育長の 指定する者	(村教育長の 員である者 は、市町 合併の 村教育長の 指定する者